

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	木 下 誠
同	荒 木 幹 男

## 住民監査請求について（通知）

平成 29 年 9 月 1 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

## 第 1 請求の内容

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

また、次の 1 は住民監査請求書の内容であり、2 は請求人が平成 29 年 9 月 5 日に提出した住民監査請求補足書の内容、3 は請求人が同年同月 26 日に提出した住民監査請求補正書の内容である。

### 1 住民監査請求書

#### (1) 請求の要旨

住之江区 A 地域活動協議会（地活協）の平成 28 年度補助金事業報告書（収支決算額含む）関係文書が情報公開された。ところが収支決算の報告書が二種類存在した。①は、これまでの様式第 11-1 で、他に [平成 28 年度大阪市 A 地域活動協議会 収支決算書]（以下②決算書という）が添付されていた。②決算書は、①文書に「新年互礼会」の収支が加えられ、「収入源の内訳」が記載されていた。

かねてより、地活協会計全体の収入内訳および事業毎の収入内訳の公開を求めているが、いまだに市・区役所担当者らは要綱等に反し、地活協に公開させることを違法不当に怠っている。

今回、②決算書を入手できたことで、収入源の内訳から、「新年互礼会」の飲食費差額ねん出を通じ、地活協、地区社協、NPO法人の3団体間で資金が相互に還流され会計が複雑に操作されていることがわかった。

平成 29 年 1 月 8 日に開催された「新年互礼会」は地活協の事業とされているが、参加者を厳しく特定した飲食費の支出はNPO法人の定款に違反する。当然、NPO法人の収支計算書の支出には計上されていない。補助金の対象外としても計上されていない。地活協要綱にも違反している。

各団体、各事業ごとの個々の問題については以下に詳述するが、市・区が地活協関係の情報公開を徹底させず、地活協と事業主体の会計を整備せず、職務を怠っていることで、このような会計全体の操作がまかり通っている。

複雑な会計操作を長年にわたり可能にしてきたもうひとつの原因は、区役所やNPO法人管理課の杜撰なチェックに加えて、20 余年にわたり補助金受給に係る事業主体・地域団体等の代表を同一人物が就任して補助金等を采配し、住民・市民の情報を公開せず、地域住民に事実を知らせてこなかったことにある。

大阪市は、予算削減とともに補助金受け入窓口一本化にすることで、公正・透明な使途を実現できるとして改革を行ったが、事業ごとの会計と地活協の会計が整備されないままでは、真に住民のために補助金が生かされない。

監査委員におかれては、地活協の会計と各事業ごとの会計はもとより、事業主体あるいは収入源となる各団体の会計を公開させ（平成 27 年 3 月「地域活動協議会運営にかかる変更点・注意点について」（12 頁）、一部の地域団体役員の独占・采配を許さない、真に公正・透明な組織運営の実現のために、厳正な調査を行い、市長に対し少なくとも平成 28 年度の補助金全額 3,307,492 円を取消し、市に返還させるなど必要な措置を講じることの勧告を求める。

以上、地方自治法 242 条 1 項に基づき事実証明書を添付して請求する。

## (2) 請求の理由

### ア 地活協独自の会計とは

(ア) 平成 28 年度に「新年互礼会」が地活協事業として決算書に計上された。

補助金の対象事業ではないにしても、地活協の事業とすることは、地活協要綱第 3 条に違反する。

また、B (NPO法人) の収支決算書にも支出が記載されていない。地活協収支の辻褃合わせである。地活協の会計関係書類の公開が必要。

(イ) 新年互礼会の問題点

- ・長年にわたり新年互礼会を行っているが、平成 27 年度までは連合地域振興会の行事であった。従って、参加対象者は各振興町会毎に厳選されたごく一部の人に限定されている。平成 28 年度も同じ。
- ・会場が心齋橋大成閣
- ・参加費は一人 3,500 円であるが、実際は、7,000 円コース料理の料金を支出
- ・当日は 190 人の参加とあるが（地活協会報）区長以下区役所職員が 4 人参加
- ・区長宛の案内状ではなく、口頭で知らされたという。（区役所職員）

- ・参加は公務外で会費は私費で負担したとあるが、実際の料金との差額は問題ないのか、私費で支出すればよいのか。
- ・補助金交付先の団体役員らとの密接な関係は、補助金の不適正な使途の黙認につながる。
- ・互礼会の直前に、地域では、会費不足分の充当はNPO法人の残高から充てられると言われていた。

(ウ) 市内の互礼会参加状況について

情報公開請求資料の結果、別紙一覧表のような結果になった。市全体の互礼会参加について、招待の場合がないかなど調査のうえ、不適切な参加については必要な措置を講じるなど改善を求める。

- ・互礼会 1 回のみ開催－東成区、大正区、西区、中央区、此花区、福島区
- ・地域の公的施設で開催－ 2 区
- ・地活協の互礼会に区長以下職員の参加－ 6 区／13 地活協（都島区 高倉、港区 港晴、西淀川区 柏、出来島、歌島、姫里、淀川区 三津屋、東淀川区 新庄、大桐、城東区 榎並、東住吉区 育和）
- ・互礼会の多い区－北区 (19) 生野区 (18) 西淀川区 (17) 淀川区 (14) 都島区 (14) 浪速区 (11) 東住吉区 (11) 西成区 (11) 城東区 (11) 旭区 (9)

(エ) 運営費（地活協会長とネットワーク委員会との委託契約）

- ・地活協運営費は、全額を補助金充当とし、支出 606,492 円のうち、528,600 円を委託契約により支払っている。地活協の会計帳簿類は公開されていない。区役所のチェックにより剰余金 68,508 円が返還させられている。

## イ 地区社会福祉協議会の間

(ア) 地活協の 19 事業（決算書）のうち、12 事業の主体が社協の事業となっている。にもかかわらず、社協独自の事業報告および会計書類等は非公開である。（平成 27 年 3 月住之江区役所政策推進室発行の「地域活動協議会運営にかかる変更点・注意点について」冊子 12 頁の説明が実行されていない）

(イ) そのため、他団体等から社協に流れている入金および使途の状況が不明である。

(ウ) 平成 26 年度決算報告書では、収入源は繰越金、助成金と社協推進費、雑収入の 4 科目であり、200 万円の助成金の内訳は不明。雑収入の 1,042,175 円も不明

(エ) 支出 1,700,000 円の会館保守工事費の内訳不明。

(オ) C 会館への 50 万円の助成とはなにか？プール金か？

(カ) 平成 28 年度の地活協各事業への社協支出合計が地活協の収入に合致しない。

(キ) 平成 26 年度支出の記念誌 1,717,200 円は記念誌の記事が恣意的に編集され、A 地区に貢献した事業などが削除されている。また、意図的に一部の住民の個人名等個人情報や事実でない中傷誹謗などを記載している。内容に問題あり。かつて、同様の個人情報を記載したブログや文書等に対して、大阪弁護士会から削除・是正の「勧告」が出されたが、それも無視して人権侵害や名誉棄損行為を続けている。市立中央図書館はじめ市内の図書館に寄贈された記念誌は、図書館側が人権侵害や個人情報の扱いに問題ありとして、閲覧・貸し出し禁止の処置をとっている。171 万 7,200 円は返還

されるべきである。

- (ク) 社協会長といえども、事実と異なる記念誌を発行したり、中傷誹謗で名誉棄損行為をすることは許されない。

#### ウ NPO法人は隠れ蓑

- (ア) 平成 28 年度A地活協収支決算書に収入として計上されているNPO法人からの助成 747,092 円はNPO法人の平成 28 年度収支計算書の支出に計上されていない。

- (イ) 「新年互礼会」の収支の差額に充当するためと予定されていた。互礼会参加者に対して地活協会長は「3,500 円の会費で 7,000 円の料理が出るから」と特定の人たちを誘い「差額は、NPO法人の繰越金を充てるから心配ない」と公言していた。補助金対象外事業としても、地域住民の一部の特定された人たちを参加させ、区長ら 4 人の区役所職員が私費負担で公務外で参加していることは、公務員でなければ参加の必要がないことから、補助金の交付先である地活協の事業の飲食懇親会に参加することは、利益を共有した関係であり違法行為である。A地域の不適正会計が毎年のように指摘されながらも、反省されず、抜本的な改善に至らないのも、長年同一会長の就任と合わせて、何をやってもお咎めなしという区役所や区社協との癒着が温存させていることと無関係とはいえない。

- (ウ) NPO法人の平成 28 年度収支計算書の前期繰越は金額が間違っている。平成 27 年度の繰越額は 2,226,841 円である。法人管理課が職務を怠っている。

- (エ) 毎年、繰越額が多い。NPO法人独自の主な事業は、「大阪マラソンの支援」50,000 円と「高齢者ふれあい旅行事業」300,000 円で、他は地活協の収入には計上されていないが、地活協事業への支出である。

- (オ) 地活協に計上されていない地活協への事業費は以下のとおりである。

人材育成事業	56,000 円 (教育講座)
地域活動支援	200,000 円 (詳細不明)
さくらカーニバル	120,000 円
サマーフェスタ	200,000 円
ふれあいもちつき	50,000 円

計：626,000 円 地活協の収入を訂正すべきである。

- (カ) 人材育成事業は特定の宗教に関わるものであり、NPO法人の定款に抵触する。毎年モラロジー研究所から講師を招き、講師料 40,000 円を支払っている

平成 27 年度	56,000 円
平成 26 年度	55,000 円
平成 25 年度	102,000 円 (座談会、講師二人)
平成 24 年度	40,000 円
平成 23 年度	60,000 円 (講師 3 人)
	313,000 円

モラロジー研究所は「宗教法人」でないから問題なしとして、大阪市・区や地活協会長らは応じてこなかったが、最近、森友学園問題を機に、著書・文献等も発行され、指摘されているように、「日本会議」傘下の宗教団体に連なり独特の教育観・道徳観

を広めることを目的とした組織である。個人の宗教観や宗教の自由を尊重するのは当然であるが、モラロジー会員の範囲を越えて一般地域住民を対象に行う事業としては定款に抵触するもので、違法である。なお、大阪市教委はいまだに一部地区のモラロジー研究所の催し物に市教委の名義貸しをして後援していることも違法と考えられる。平成 28 年度は、以下の 4 地区のモラロジー事業を後援している。

平成 28 年 2 月 11 日 第 4 回「伝えよう！いのちのつながり」「家族の絆 ふれあいフェスティバル in 西淀」、西淀川区、東淀川区、北区、中央区、船場。

(キ) 助成金として毎年多額の資産が社協へ支出されている。そのために「ふれあいサンデー」で収益をあげることに力を入れてきた。しかも、当初から収支計算書に計上していなかったために、平成 25 年度で指摘してはじめて 3 年間遡って平成 21 年度から収入として売上収益のみを計上することになった。25 年度の指摘に対して、市の法人管理課は、過去 3 年分の収益のみを計上、訂正した計算書を差替えさせたのみで、実際の会計処理がどのように修正されたのかは不明のままである。少なくとも平成 20 年度から 22 年度の 3 年間の利益については不明である。市の法人管理担当は、常に「法人の問題は、会員にのみ問題提起する権利がある。」「法人管理課は、あくまで法人の主体性を尊重し、指導などはできない」と繰り返すのみで、今日までその姿勢を継続している。果たして市の法人管理課の職責は果たされているのか。市の NPO 法人に関するインターネットの説明と矛盾。

・ふれあいサンデー収益計上の推移

平成 22 年度～平成 20 年度	収入計上なし
平成 23 年度	1,497,450 円 収入計上なしの報告書を訂正し差し替え
平成 24 年度	1,553,085 円 一同上
平成 25 年度	2,095,541 円
平成 26 年度	1,614,899 円
平成 27 年度	2,000,000 円
平成 28 年度	1,250,672 円

・資金移動（還流）社協への助成金

平成 23 年度	1,500,000 円（A社協へ助成金）収支調整
平成 24 年度	3,000,000 円（A社協へ助成金）助成金 1,500,000 円社協へ
平成 25 年度	0
平成 26 年度	2,000,000 円（A社協へ助成金）
平成 27 年度	6,900,000 円（社協 400 万円、D会館 290 万円）
平成 28 年度	3,200,000 円（社協 60 万円、D会館 260 万円）

・繰越残高

平成 21 年度	1,325,083 円
平成 22 年度	1,473,379 円
平成 23 年度	1,389,865 円
平成 24 年度	2,115,881 円
平成 25 年度	2,516,352 円
平成 26 年度	1,884,150 円

平成 27 年度 2,226,841 円

平成 28 年度 90,299 円 収入欄の前期繰越額 1,884,150 は間違い

## エ C会館、D会館の収支の公開が必要

地活協事業の会館使用料がほぼ補助金で支出されていることから、収支は公開すべき。

## 2 住民監査請求補足書（平成29年9月5日提出）

### ・違法不当補助金支出の事業別特定について

本件請求は、区から交付された補助金全体を地活協構成団体間の事業支出を操作し、正当な情報を住民が知ることができず、市に対する報告書の使途も信頼できないものであることから、補助金全体のベースが違法不当に支出されていることを前提とするとして、請求したものであるが、市監査事務局から個別の支出に関して違法不当を説明するようにと求められたため、説明不備の点も含めて、ここに補足する。（請求人作成の事実証明書リスト 10 参照）

### (1) 防災対策事業 会計：地区社協

補助金 156,600 円は特に問題とせず。

### (2) 青色防犯パトロール活動 会計：防犯協会A支部

補助金 205,464 円

■平成 28 年度から全額補助金充当としているが、A支部の会計は不明。

精算・引継ぎをあいまいにして、全額補助金充当は不当。 返還/205,464 円

### (3) はぐくみネット事業 会計：A教育協議会

■本来の事業目的外に支出 返還/6,017 円

サマーフェスタ、エコフェスタに参加し、ふれあいコーナーでの売上が目的。

(決算書、領収書、市のHP)

### (4) 地域福祉活動推進事業 会計：地区社協

ア 生きがい仲間づくり活動 活動内容の広報・報告等なし 会館使用料のみ支出

イ ふれあい喫茶活動 広報・活動報告なし 参加者負担による収入と補助金充当による活動

ウ カラオケ 利用者負担によるカラオケ情報料 会館使用料として補助金充当 453,600 円 収入/利用者負担 226,800 円、支出/453,600 円 差額社協負担? 住民負担の営業である

エ 福祉教育セミナー 事業主体は地区社協・ネットワーク委員会 会館使用料 16,000 円 セミナー講師料はNPOからモラロジーへ支出 56,000 円 計上なし

■モラロジーの講師による講演は、NPO定款に抵触

オ 老人大学 会館使用料のみ補助金充当 12回?36,000 円 一部住民対象

### (5) さくらカーニバル 会計：地区社協

■収入は、地区社協 102,869 円と、利用者負担 314,300 円 利用者負担が一人 700 円と高額、全体のための事業にならない。NPOからの 120,000 円支出計上なし 補助金 16,000 円返還請求

(6) サマーフェスタ 会計：地区社協

■いわゆる夜店まつり 補助金 175,670 円充当  
収入 補助金 175,670 円、社協 15,773 円、NPO200,000 円計上なし

(7) ふれあいもちつき大会 会計：地区社協

■76,161 円のもち米代等すべてを補助金充当。NPO50,000 円負担計上なし。

(8) ネットワーク委員会 会計：地区社協

■常駐のネットワーク推進委員が会館の 1 室を専用事務所として、地域の福祉関係の相談を受けたり、独り暮らしの高齢者の安否確認したりの業務を行っている。事務所の賃貸契約によって、月 15,000 円の使用料を支払っているが、その事務所を見守り・相談活動に事務所を使い、使用料 15,000 円をD会館に支払っているのはおかしい。D会館使用料 180,000 円は又貸し  
寺子屋活動の使用料 43,000 円がなぜネットワーク委員会の支出か？

(9) A小学校生涯学習ルーム事業 会計：地区社協

■区の養成講座に参加した経費 49,995 円のうち 47,129 円を補助金充当  
養成講座の報告や成果の発表などをしていない。

以上、個別に特定せよとの監査事務局の要請に応じて、支出額を拾い上げたが、地活協の会計全体と事業体の会計の関連が闇の中であり、補助金受給者が特定個人の好きなままに操作できる会計全体の基盤が不透明なかで、特定以外の支出が適正であるとは言えない。

外傷を受けてヒビ割れた窓ガラスのヒビのない部分を拾い出しても元の窓には使えない。

今回、平成 28 年度の地活協収支決算書を公文書公開条例により、区役所から入手した資料と、複数の地元地活協構成員らから提供を受けた決算資料により、はじめて、複数の②決算書を得ることができたことから、団体間の資金を移動させる操作の一部がわかったものである。キーとなる社会福祉協議会の収支決算書の公開を文書で請求したが、なしのつづてであった。同時に連合地域振興会会長も求めたが、即座に公開・閲覧を受けた。しかも、地活協の主な構成員である地域振興会会長にさえ、平成 27 年度以降の地区社協決算報告書は配布されていなかった。

事実証明書 (10) の一覧表からも、補助金をめぐる事業や従来から事業体の会計のほとんどが同一人物の配下に置かれていることが一目瞭然である。しかも、地区地活協規約 (事実証明書 1-2) 第 19 条で、本会の決算は会長が作成しと規約・規則を思うままに変更さえできる立場にある。

また、住之江区役所は、平成 27 年 3 月発行の「地域活動協議会運営にかかる変更点・注意点について」に詳細に示している内容の厳守を怠っていることから、地活協会計の整理が

実現していない。

本件は、多岐にわたっていることから、個別外部監査による監査を求める。

### 3 住民監査請求補正書（平成29年9月26日提出）

#### （1）平成28年度A地活協決算報告書が2通存在（①、②）

ア 市へ提出の決算報告書 虚偽作成されたものである。

→地活協全体の収支内訳が記載されていない。

■平成29年の新年互礼会は、地活協の事業としているが、①決算書に記載なし

イ 地元への決算報告書は、地活協活動全体の収支内訳が記載されている。

（ア）地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱違反

第2条（定義）違反 特定個人を厳選して参加対象とする事業

（イ）住之江区A地域活動協議会 規約違反

第4条（目的）「より多くの人々が自由に参加しながら、取り組んでゆく」

互礼会は厳選された特定個人の参加である。

#### （2）情報非公開

ア 市へ提出の事業報告および決算報告に関する 収入源の内訳が非公開

イ 地元への決算報告書は、8月29日の地活協運営委員会で配布されたものの、証明資料の配布や説明がなかった。

（ア）地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱 第4条（5）違反

（イ）住之江区A地活協 規約 第16条（会議録の作成及び公開）違反

平成29年7月15日付けで、A連合地域振興会会長および地区社会福祉協議会会長宛に25年度～28年度の事業報告書および収支決算書、証明資料の公開を求める文書を提出したが、連合地域振興会会長からは保有資料を閲覧させてもらったが、社協会長からは例によって無回答であった。なお、地域振興会会長にも資料配布が平等に行われていないことがわかった。

以上により、平成28年度の地活協事業報告、決算収支報告書は、要綱・規約を無視した一方的に作成されたものである。よって、要綱第14条（市長は、不適切な会計処理を行ったとき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる）区地活協要綱第5条（区長は認定を取り消すことができる）により補助金の交付を取消し、市に返還させるよう、求める。

## 第2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。



上記の点から、本件請求が住民監査請求の要件を満たしているか検討する。

本件請求において、請求人は平成 28 年度の A 地域活動協議会（以下「A 地活協」という。）に対する補助金に関して、次の①から③の点から違法不当な公金の支出に当たると主張していると解される。

- ① 市・区担当者らは、地域活動協議会（以下「地活協」という。）に対し、地活協会計全体の収入内訳及び事業毎の収入内訳を公開させることを怠ったまま、補助金を交付している。
- ② 市・区担当者らが、地活協と事業主体の会計の整備をさせていないことにより、新年互礼会の飲食費差額ねん出を通じ、地活協、地区社会福祉協議会、NPO 法人の 3 団体間で会計が複雑に操作されている。また、新年互礼会に区長以下区役所職員が 4 人参加していることが補助金の不適正な使途の黙認につながる。
- ③ 補助金の対象である以下の各事業については、次の点から補助金の返還が必要である。
  - ア 青色防犯パトロール活動の全額補助金充当は不当である。
  - イ はぐくみネット事業では、本来の事業目的外に補助金が支出されている。

上記①については、補助金交付に当たって、地活協に対し地活協会計全体の収入内訳及び事業毎の収入内訳を公開させていないことの違法事由が具体的に主張されておらず、違法性を証する書面も提出されていない。

②については、そもそも請求人が補助金の対象事業ではないとする新年互礼会に関する主張であり、請求の対象としている A 地活協に対する補助金と新年互礼会の飲食費の関係についても具体的に摘示されていない。また、新年互礼会に本市職員が出席していることが不適切としているが、本市職員の補助金関係事務において請求人が危惧する点に言及するのみで、具体的に違法な補助金支出となっていることを摘示するものではない。

③については、それぞれの事業に対する補助金の支出を違法とする具体的な違法事由が主張されておらず、また、違法性を証する書面も提出されていない。

請求人は、本件請求において、上記①から③のほか、地区社会福祉協議会について、事業報告及び会計書類等が非公開となっている点や平成 26 年度及び平成 28 年度における事業内容及び収支に関する疑問点に言及しているが、請求の対象としている平成 28 年度の A 地活協に対する補助金との関係を具体的に主張するものではない。

さらに、請求人は、A 地活協の収支決算書に収入として計上されている NPO 法人からの助成が新年互礼会の収支差額に充当する予定であったこと、また、NPO 法人が実施する地活協事業に係る A 地活協の収支の計上が不適切であることについて主張しているが、これらはいずれも A 地活協に対する補助金との関係を具体的に摘示するものではなく、具体的な違法事由を主張するものではない。加えて、請求人は、NPO 法人が実施する人材育成事業が当該 NPO 法人の定款に抵触し違法であること、NPO 法人のふれあいサンデー事業の収益計上に関することについても言及しているが、これらの主張は NPO 法人の事業運営に関するものであり、A 地活協に対する補助金との関係を具体的に主張するものではない。

また、仮に、請求人が

(ア) A地活協が、一部の住民を対象とした事業を実施していること

(イ) A地活協の組織や事業の運営及び事業主体あるいは収入源となる各団体の会計について透明性が確保されておらず、地活協構成団体間での会計操作など不適切な会計処理が行われていると考えられるため、市に対する報告書も信頼できないものであること

の2点を根拠に、大阪市住之江区地域活動協議会補助金交付要綱第14条並びに地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱第4条及び第5条の規定に照らし、A地活協の認定を取り消して、A地活協に対し、返還を求めるべき補助金(債権)があるにもかかわらず、本市職員等がその手続きを怠っていると主張していると解するとしても、

(ア)については、新年互礼会、老人大学、さくらカーニバルが該当するとしているが、新年互礼会については、確かに一部特定の者を対象とするものではあるものの、構成団体ごとに人選され、新年に当たって開催されるという儀礼的なものであって、恣意的に一部の住民を対象とするものではない。請求人が事実証明書として提出している「平成28年度 大阪市A地活協 収支決算書」及び機関紙「地活協だより」においても、前者ではその収支が計上され、後者では事業内容が報告されており、A地活協の事業として実施されていることがうかがえる。また、老人大学、さくらカーニバルについても、同様に「地活協だより」に掲載され、恣意的に一部の住民を対象に実施しているとは認め難い。さらに、一部の住民を対象としている具体的な事実を証する書面も提出されていない。

(イ)については、不適切なA地活協の会計処理を証する資料が提出されておらず、また、地活協全体の会計の収入内訳及び事業ごとの収入内訳を公開されていないことや市に提出する事業報告及び決算報告に関する収入源の内訳が公開されていないことを主張するのみで、収入内訳等の公開を求める法令等の根拠が明確になっていない。

これらのことから、本件請求の内容は、住民監査請求の対象になるとはいえない。

以上より、本件請求は法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。